

喜多方市一般廃棄物処理業（収集運搬及び処分）の許可審査の基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律137号。以下「法律」という。）、喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年喜多方市条例第172号。以下「条例」という。）及び喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成18年喜多方市規則第90号。以下「規則」という。）に規定する一般廃棄物処理業の許可について次のとおり定める。

（当該の法律、条令及び規則は第10の項目参照）

第1 基本方針

一般廃棄物の処理は本来市の事務であり、市が自ら直接行うべきものであるが、市が策定した一般廃棄物処理計画に合致し、許可要件を満たす者に対しては業を許可することができる。

市は業の許可申請があった場合、単に許可要件を満たすか否かだけで判断せず、市の業務を代わって実施するものであることを充分に理解し、確実に遂行できる業者だけに許可をする。許可業者は、廃棄物を処理できるということだけでなく、広範囲な廃棄物問題や環境問題に关心を持ち、公序良俗に反することなく、高い市民サービスができ、かつ取り扱い料金については原価計算方式に基づいて計算した原価に適正な利潤を加えた適正かつ合理的であると認められたものでなければ許可しない。

業の許可にあたってはこの基本方針を尊重し、慎重に審査を実施して、新規業者の許可や、既許可取得業者の変更等は、安易には認めない。

また、業者が法、条例、規則及び許可に付随するあらゆる条件に反する行為があった場合は、厳正に処分を行うものとする。

第2 許可の対象

1 一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可の対象とする一般廃棄物は、次に掲げる表のとおりとする。

項目	内 容
事業系一般廃棄物	市内事業所から発生する厨芥、紙くず、繊維くず等の事業系一般廃棄物
家庭ごみのうち粗大ごみ	おおむね60cmを超える、市長の指定する袋に入れて排出することができないもの
家庭ごみのうちの一時	家庭から排出される廃棄物のうち、転居等やむを得ない事情により多量に排出され、又は指定された収集日に排出するこ

多量ごみ	とができず、かつ、排出者が自ら処理施設へ搬入することができないもの
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び海岸の清掃により発生する一般廃棄物
汚泥等	し尿及び浄化槽汚泥
動物死体	犬、猫、鳥等ペットの死体
その他、喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場、塩川工場、羽山最終処分場が認めるもの。	

2 一般廃棄物処理業（処分）の許可の対象とする一般廃棄物は、法律第2条に規定するものとする。

第3 許可の基準

一般廃棄物の収集運搬業の許可基準は、条例及び規則に定めるほか、その他市長が必要と認める事項として、次のとおり定める。

- 1 許可収集車（許可を受けて行う業務（以下「許可業務」という。）に用いるための車両をいう。以下同じ。）は、許可業務以外に使用しないこと。ただし、市内から発生する自己の一般廃棄物又は市内から発生する専ら再生用の目的となる一般廃棄物である金属くず、古紙若しくは古繊維を収集運搬する場合は、この限りでない。
- 2 一般廃棄物の積替え行為が行われるおそれがないこと。
- 3 市長の指定する一般廃棄物処理施設を運搬先とするごみ収集運搬の許可収集車は、ごみについては幅3.5m以下、高さ3.4m以下であること。
- 4 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の許可収集車は、幅3.5m以下、高さ4m以下であること。
- 5 運搬般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- 6 廃棄物の飛散流出及び悪臭衛生害虫の発生のおそれのない車両保管場所を確保すること。
- 7 市税及び一般廃棄物処理業許可申請手数料及び廃棄物投入手数料を滞納していないこと。
- 8 事務所と許可車両間の連絡のため業務用無線又は携帯電話等を備えること。
- 9 経理状況を把握できる帳簿があること。
- 10 事務所に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する専門書を備えること。

第4 許可申請に添付する書類

一般廃棄物処理業（収集運搬及び処分）の許可申請に添付する書類は、規則で定める一般廃棄物処理業（変更）許可申請書（規則様式第3号又は第4号）、一般廃棄物処理業従事者届（規則様式第7号）のほか、次のとおり定める。

- 1 事業計画書（第1号様式）
- 2 法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書、個人の場合は住民票
- 3 申請者（申請者が法人の場合にあっては、当該法人及びすべての役員）の市税に係る納税証明書
- 4 印鑑登録証明書
- 5 役員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7で定める使用人の履歴書
- 6 誓約書（第2号様式）
- 7 許可運搬車の自動車検査証の写し（処分のみの場合不要）
- 8 自動車損害賠償責任保険証明書の写し（処分のみの場合不要）
- 9 自動車任意保険証明書の写し（処分のみの場合不要）
- 10 車両の写真（ナンバープレート、社名、電話番号の表示が確認できること）（処分のみの場合不要）
- 11 事務所（営業所）並びに許可収集車用の保管場所の所有権若しくは使用権限を証明する土地建物の登記事項証明書又は賃貸契約書写し並びに案内図及び配置図
- 12 運搬先又は処分先が喜多方市の指定する施設以外の場合は、運搬先又は処分先を証明することができる書類（処分のみの場合不要）
- 13 申請者が他の市町村において一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可証の写し
- 14 申請者が福島県の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可証の写し
- 15 廃棄物処理に関する研修を受講している場合はその修了証書の写し
- 16 その他市長が指示する書類

第5 表示の義務等

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業許可業者」という。）は、許可収集車に次のとおり表示を行わなければならない。

1 表示内容

- ア 氏名（法人にあっては名称）
ただし、略称は不可とする。

イ 連絡先電話番号

ただし、携帯電話の番号は不可とする。

2 表示場所

ア 左右ドア部分又は荷台の左右部分

第6 許可収集車代替車の使用届

一般廃棄物収集運搬業許可業者は、許可収集車の車検、故障その他やむを得ない事情により、許可収集車以外の車両を許可業務に一時的に使用しようとするときは、あらかじめ許可収集車代替車使用届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

第7 遵守事項

一般廃棄物収集運搬業許可業者は、許可証に定める条件のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 道路交通法に違反しないこと。
- 2 専ら再生利用の目的となる金属くず、古紙又は古纖維を許可収集車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。
- 3 許可収集車は、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。
- 4 許可収集車に事故が発生した場合には、事故発生報告(第4様式)をもって、速やかに市長に報告すること。
- 5 許可を受けて一般廃棄物処分業を行う者は、市内から発生した一般廃棄物以外の一般廃棄物の処分を行わないこと。

第8 料金

業務に対して市民又は事業者に請求する料金は、市への届出の範囲内とする。

第9 許可取消等の基準

- 1 許可業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)及び道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)に違反し、別表第3の各号(以下「別表各号」という。)に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより、処分を行うものとする。
- 2 許可業者が、1の事案により別表各号の処分事由の2以上に該当したときは、当該各号に定める期間のもっとも長い期間を長期として、処分を行うものとする。

- 3 処分された許可業者が事業停止の期間中又は当該期間の満了後1カ月を経過するまでの間に、別表各号の停止事由に該当することとなった場合、事業停止の期間は、当該各号に定める2倍の期間とする。
- 4 処分される許可業者に、極めて悪質な事由がある又は重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める長期を超える事業停止が必要なときは、事業停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 処分を行う場合は別に定める喜多方市一般廃棄物処理業許可審査委員会要綱において決定するものとする。

第10 参考

関係法令の抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合することであること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(変更の許可等)

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(事業の停止)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 18 年 1 月 4 日 条例第 172 号

(一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可)

第 13 条 法第 7 条第 1 項及び第 6 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、許可を受けた事項について、その内容を変更しようとするときは、変更の事由を記載した申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならぬ。

(許可証の交付)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により許可をしたときは、当該許可申請をした者に対し、許可証を交付する。

2 前項の規定により、許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又はき損したときは、再交付を受けなければならない。

(施設及び器材の検査)

第 15 条 許可業者は、積換施設、処理施設、運搬用器材及び清掃用器材等について、市長が行う検査を受けなければならない。

(従事者の届出)

第 16 条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に従事する者の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(許可証の返納)

第 17 条 許可業者は、許可証の有効期間が満了し、又は営業の許可を取り消されたときは、その日から 10 日以内に、許可証を市長に返納しなければならない。

2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証を返納しなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第 18 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に關し占有者等から、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) し尿(家畜のふん尿を除く。)の収集、運搬及び処分 36 リットルにつき 300 円

(2) 犬、ねこ等の死体の運搬及び処分 1 頭につき 1,000 円

(3) 一般家庭から排出される粗大ごみの運搬及び処分 1 個につき別表第 1 に定める額

2 市が指定するごみ処理施設(埋立地を含む。)へ直接運搬した占有者等(事業活動に伴う一般廃棄物に限る。)又は許可業者から別表第 2 に定める手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第 19 条 市長は、天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(許可申請等手数料)

第 20 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1) 法第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定による許可を受けようとする者 1 件につき 10,000 円

(2) 净化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者 1 件につき 10,000 円

(3) 第 14 条第 2 項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき 5,000 円

(営業の休止及び廃業)

第 21 条 許可業者は、その業の全部又は一部を休止し、又は廃業しようとするときは、当該休止又は廃業の 15 日前までに市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物の処理)

第 22 条 法第 11 条第 2 項の規定により、市において処理することのできる産業廃棄物は、次に掲げるものとする。ただし、一般廃棄物の処理計画に支障があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 紙くず

(2) 木くず

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(産業廃棄物の処分の費用の徴収)

第 23 条 法第 13 条第 2 項の規定により、産業廃棄物の焼却、破碎及び埋立処分に關し別表第 2 に掲げる費用を徴収する。

(費用の減免)

第 24 条 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 18 年 1 月 4 日 規則第 90 号

(一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可申請書)

第 6 条 条例第 13 条の規定による申請書は、様式第 3 号及び様式第 4 号による。

(許可証)

第 7 条 条例第 14 条第 1 項の規定による許可証は、様式第 5 号及び様式第 6 号による。

(従事者の届出)

第 8 条 条例第 16 条の規定による届出は、様式第 7 号及び様式第 8 号による。

(手数料の納入)

第 9 条 条例第 18 条第 1 項の規定による手数料は、納入通知書の発行の日から 10 日以内に納入するものとし、同条第 2 項の規定による手数料及び条例第 23 条の規定による費用は、投入券により処理施設において投入の際に徴収するものとする。

2 投入券は、これを返還して現金の還付を受けることはできない。ただし、施設の閉鎖等特別の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

3 投入券は、第三者に譲渡することはできない。

4 投入券は、投入前に切り取ったものは、無効とする。

(投入券の形式及び種類)

第 10 条 投入券は、様式第 9 号による次の 3 種類とし、各券とも 10 枚づりをもって 1 冊とする。

種類 投入券 1 枚当たりの単価 1 冊の金額

1 号券 20 円 200 円

2 号券 100 円 1,000 円

3 号券 1,000 円 10,000 円

(投入券の売りさばき)

第 11 条 投入券の売りさばきは、助役又は助役の委任を受けた出納員若しくは委託を受けた者が行うものとする。

(平 18 規則 153・一部改正)

(投入券の保管及び汚損の処理)

第 12 条 投入券は、助役が保管する。投入券に汚損がある場合又は汚損を生じた場合は、助役は、様式第 10 号による投入券処分調書を作成し、市長の決裁を経て廃棄処分しなければならない。

(平 18 規則 153・一部改正)

(処理施設の投入時間)

第 13 条 処理施設の投入時間は、休日を除き午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、土曜日にあっては、午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までとする。

2 処理施設に投入する者は、係員の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第 14 条 条例第 22 条第 1 号の規定により市長が認める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 3 号に該当しないもの
- (2) 市長が処分することができると認めたもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

別表第3(第9関係)

許可の取消し等の基準

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反行為

違反行為等	該当条項	処分の事由	処分及び期間
基準不適合	第7条第5項第3号	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合	許可取消し
	第7条第10項第3号		
欠格要件該当	第7条第5項第4号	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が欠格要件に該当する場合	許可取消し
	第7条第10項第4号		
再委託禁止違反	第7条第14項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合	許可取消し
無許可変更	第7条の2第1項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	許可取消し
事業の停止命令等違反	第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	許可取消し
名義貸しの禁止	第7条の5	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	許可取消し
廃棄物の輸出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出した場合	許可取消し

投棄禁止違反	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てた場合	許可取消し
焼却禁止違反	第 16 条の 2	廃棄物を焼却した場合(第 16 条の 2 に掲げる方法による場合を除く。)	許可取消し
改善命令違反	第 19 条の 3	事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合	許可取消し
措置命令違反	第 19 条の 4 第 1 項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	許可取消し
許可条件違反	第 7 条第 11 項	一般廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合 1 市町村が委託した業務への事業系廃棄物混載 2 産業廃棄物の混載 3 喜多方市以外の区域からの廃棄物混載	事業停止 30 日以内
帳簿備付け保存等義務違反	第 7 条第 15 項	事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	事業停止 30 日以内
	第 7 条第 16 項		
処理業廃止、変更届出義務違反	第 7 条の 2 第 3 項	一般廃棄物処理業者がその事業の一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	事業停止 30 日以内
報告義務違反	第 18 条第 1 項	事業者、一般廃棄物処理業者又は一般廃棄物処理施設	事業停止 30 日以内

		設置者又が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査拒否 妨害忌避	第 19 条第 1 項	法に基づいて市職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	事業停止 30 日以内

2 道路交通法違反行為

違反行為等	該当条項	処分の事由	処分及び期間
過積載	第 57 条	車検証に記載された積載量を上回る廃棄物を搬入した場合	事業停止 30 日以内

附則

この基準は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。